

○茨城県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金交付要項 新旧対照表

新	旧
茨城県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金交付要項 第 1 条～第 9 条（略） （補助金の交付方法） 第 10 条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。<u>ただし、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の 90 パーセント以内の額を概算払することができる。</u> <u>2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、いばらき電子申請・届出システムにより申請するものとする。</u> （実績報告） 第 11 条 第 7 条による補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の完了の日（補助事業を中止し、又は廃止した場合は、その日）から起算して 30 日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までに補助金実績報告書（様式第 3 号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。 <u>2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）様式第 102 号）を併せて提出しなければならない。</u> （補助金の額の確定） 第 12 条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合におい	茨城県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金交付要項 第 1 条～第 9 条（略） （補助金の交付方法） 第 10 条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。 （実績報告） 第 11 条 第 7 条による補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の完了の日（補助事業を中止し、又は廃止した場合は、その日）から起算して 30 日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までに補助金実績報告書（様式第 3 号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。 （補助金の額の確定） 第 12 条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合におい

て、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、その旨を補助対象事業者に通知する。

2 知事は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

第 13 条～第 14 条（略）

附 則

この要項は、令和 8 年 2 月 25 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 8 年 7 月 6 日から施行する。

て、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、その旨を補助対象事業者に通知する。

第 13 条～第 14 条（略）

附 則

この要項は、令和 8 年 2 月 25 日から施行する。